

## 第Ⅶ部

### 資料の活用編

# 07

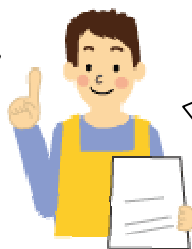
#### 14章 資料を活用しよう

右の写真は、香取海匠地域療育システムづくり検討会主催の、「第1回ライフサポートファイル書こう会」の一コマです。平成25年度は、11月から月約1回のペースで開催されており、合計4回行われました。

居住地の教育委員会等から配付されているサポートファイルですが、保護者から次のような悩み・疑問が寄せられることが多いようです。

- 「あると便利だけど、書くのが大変」
- 「どう書いて、どう使ったらいいかわからない」

そこで、お子さんの成長を振り返り、喜びや苦勞等、思い出話を語り合いながら、「オリジナルの一冊」を一緒に作る会を開催していると



第7部では、各種様式も参考として掲載しました。

左の実践例のように、「〇〇を書こう会」を開催し、みんなで書き方や活用の仕方を話し合いながら一緒に書いてみることをお勧めします。きっと『発見』があることでしょう。

## 資料1

## 南房総市の取組

「南房総市は千葉県の最南端…最南端は最先端」をモットーにさまざまな取組を実施しています。その中の1つに「特別支援教育体制の充実」があり、平成25年4月の組織再編で教育委員会に**“子ども教育課”**を新設しました。「0歳からの子育て・子ども教育全般」を所管しています。担当する主な施設は、保育所・預かり保育室・学童保育所・子育て支援センター・幼稚園・小学校・中学校です。

子ども教育課では、「早期からの教育相談・支援体制構築」を以下のとおり取り組んでいます。

## 1 保護者相談

## (1) 乳幼児健診…1歳6ヵ月児健診・3歳児健診

## ＜実践＞

- 保健師が「心理相談」を実施し、乳幼児の発達や行動に対して不安や困り感を持っている保護者、母子関係等で気がかりな保護者を相談コーナーの就学支援コーディネーターにつなげる。
- 就学支援コーディネーターは待ち時間を利用し行動観察を実施する。そこで気になる乳幼児の保護者に直接アプローチするケースもある。

## ＜成果＞

相談した保護者に、子どもの行動の意味やかかわり方について具体的に助言してもらえる場、ゆっくり相談でき気持ち楽になる場となっている。

## (2) 就学時健診

## ＜実践＞

- 相談コーナーを設置し、教育支援相談員と就学支援コーディネーターを配置。
- 食事相談やことばの相談等を受ける。2人で保護者の話を丁寧に聞く場合、役割分担を行い、(相談対応と幼児対応)、保護者の話を傾聴したこともあった。

## ＜成果＞

保護者はじっくり相談できるとともに不安等が軽減できた。

## (3) 子育て支援センター

## ① 個別相談…(原則)就園前までの乳幼児が対象

## ＜実践＞

- 年間3回、理学療法士による個別相談を実施。就学支援コーディネーターも同席し、保護者をサポートする。
- 継続支援が必要なケース、発育に不安を持つケースの相談が多い。

## ＜成果＞

保護者は、発達状態やかかわり方を学ぶことができる場、先の見通しが持てる場となり不安要素が軽減されている。

## ② 幼児相談…(原則)就園前までの乳幼児が対象

## ＜実践＞

- 毎月1回、臨床心理士による幼児相談を実施。就学支援コーディネーターも同席し、保護者をサポートする。
- 育児にかかわることであれば全て対応。乳幼児健診で助言されたことについての再相談、家庭環境についての相談、友達に相談しにくい育児上の悩み等、比較的難しい内容が多い。
- 最近では母親のストレスに対する相談が増え、子どもと分離して実施する場合もある。

### <成果>

保護者から「今まで1人で悩んでいたことを話せた」「アドバイスをもらえ心が軽くなった」等の感想がある。

#### ③ ことばの相談…（原則）就学前までの園児が対象

##### <実践>

○年間18回、元ことばの教室の指導者による相談を実施。就学支援コーディネーターも同席し、保護者をサポートする。

○「市が実施している健診等の後に活用する保護者」「気になっているけど相談できるならしてみようか」というケースが見られる。

○「ことばの遅れ」「ことばが出ない」「ことばの歪み」「発音の誤り」での相談が多い。

##### <成果>

指導者及び就学支援コーディネーターが、不安になっている保護者の気持ちに寄り添いながら話をしていることで、保護者に安心感を与えている。また、日常的に楽しみながら実施する口腔トレーニングを保護者も体験し理解できたことで、園児のことばの改善につながったケースもある。

#### ④ 教育支援相談員【平成25年度より】

##### <実践>

○教育委員会2階に保護者相談室を開設。教育支援相談員が希望する保護者を対象に相談に応じる。申込方法は、原則、保育所・幼稚園・学校・関係機関・保護者が「子ども教育課学校教育係」へ直接連絡する。

○相談内容は「発達に課題を抱えていると思いたくないが不登校で悩んでいる」「子どもの問題行動をどこかに相談したい」「病院へ行ったらよいかも含め相談したい」等。

##### <成果>

教育支援相談員が第三者的立場として相談にのることで「保護者と学校の潤滑油」「保護者の理解が深化」「医療機関との連携」等につながっている。また、相談は継続的に行われるケースが大半である。

## 2 専門性の向上

### (1) 巡回相談

##### <実践>

○保育所・幼稚園に対し、要請がなくても教育支援相談員が定期巡回相談として入る。

○要請がある保育所・幼稚園・学校には、教育支援相談員もしくは市専門家チーム巡回相談員が巡回相談として入る。

##### <成果>

課題のある乳幼児・園児・児童・生徒に対し、適切な支援が継続して行われるような支援体制づくりに結びついている。また、状況に応じて、保護者・医療・所・園・学校・関係機関等によるケース会議に教育支援相談員を派遣することで、連携した支援にもつながっている。

### (2) 市独自の研修【平成25年度より】

##### <実践>

○特別支援教育コーディネーターを各幼稚園1名、各学校2名位置づけ、年2回<4月・7月>研修を実施した。各園・校内の支援体制づくりの中心となる人材の育成を目的としている。

○特別支援教育支援員研修を年3回<5月・7月・12月>に実施した。支援方法のあり方等を研修し、園・校内の支援体制を支える人材の育成を目的としている。

○保育所・幼稚園・学校の教職員を対象とした市一斉研修を8月に実施した。研修内容を特別支援教育に絞ることで、教職員の専門性の向上を図ることを目的としている。

○市立幼稚園主任を先進事例のある大阪府貝塚市の木島幼稚園に視察派遣した。独自力

リキュラムを実践する保育等を参観することで、自園のカリキュラムの工夫・改善に結びつけることを目的としている。

- 副園長研修・幼稚園研修・養護教諭研修・事務職員研修・家庭教育学級等に教育支援相談員を講師として派遣した。各々の立場でどのような支援体制が構築できるかを考えることを目的としている。

＜成果＞

特別支援教育コーディネーター研修及び幼稚園主任視察派遣では使命感や自覚の育成、特別支援教育支援員研修では人材育成、各種研修や会議では専門性の向上につながっている。

### 3 子どもサポート手帳【平成25年度より】

＜実践＞

- 市内在住または子どもが市内保育所・幼稚園・学校へ通っている保護者を対象とし、希望者には教育委員会子ども教育課で配付する。必要に応じ、市ホームページでダウンロードできるよう整備した。
- バック等にも入りやすいようA5版サイズとし、子どもの成長記録として活用できるよう工夫した。
- 市広報誌及び地方新聞に記事として掲載、市行事等にはコーナーを設置、保育所・幼稚園・学校、関係機関等には研修会議や訪問をとおして周知・活用を図っている。

＜成果＞

保健師と連携した乳幼児健診、就学支援コーディネーターと連携した就学時健診や子育て支援センターにおける保護者相談、そして教育支援相談員との保護者相談等でも周知・活用を図ることができている。

未来を創る子どもは、私たちのかけがえのない“宝物”です。さまざまな取組を実践していく上で、子ども教育課は、「子育てするなら南房総市」と市民が思えるよう、子どもたちの健やかな成長を支援していきます。

#### =取組の3本柱=

- 1 保護者相談・・・教育支援相談員や就学支援コーディネーターによる保護者相談
- 2 専門性の向上・・・定期巡回相談や市独自の研修
- 3 子どもサポート手帳・・・市民への周知方法・有効活用等

#### =実践のポイント=

- 1 保護者相談
  - (1) 相談してよかったと思える相談
  - (2) 不安を軽減し、安心感の芽生える相談
  - (3) 共に考え支える継続的な相談
- 2 専門性の向上
  - (1) 支援体制の構築を図るための巡回相談
  - (2) 教職員の使命感を育む研修
- 3 子どもサポート手帳
  - (1) 市民への周知
  - (2) 子育て支援につなげる活用



## 資料2

## サポートファイル等の活用

## サポートファイルとは？

支援を必要とする子どもとその家族が、乳幼児期から成人期までの成長過程において途切れることなく一貫した支援が受けられるよう、生まれてからの心身の成長発達、関係機関の支援計画や支援の記録等を綴っていくものです。

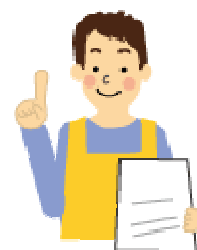
※ ファイルの名称、活用方法、構成等は市町村によって異なります。

## サポートファイルの活用方法

- ・ 子どもの成長の様子や行動の特性、さらに受けてきた支援の内容等を書き込むようになっています。保護者には、必要と感じる箇所だけを記入してもらっても構いません。
- ・ 保護者は、関係機関・関係者に必要な記録の記入を依頼することもできます。
- ・ 関係機関・関係者は保護者からのファイルの提示により、子どもの成長発達に関する情報を的確に得ることができます。

## サポートファイルの主な構成（例）

- ① プロフィール
  - ・ 子どもの基本情報や家族のことを記入します。
- ② 成長の記録
  - ・ 年齢に応じた主な発達の様子を記入します。
- ③ 相談の記録
  - ・ いつ、どこの相談機関で、どのような内容を相談したかを記入します。
- ④ 生い立ちの記録
  - ・ 健康診断の経過、受診した医療機関、福祉サービスを受けた機関等を年齢ごとに記入します。
- ⑤ 仕事の記録
  - ・ 仕事の内容や本人の様子等、支援機関や新しい職場に知っておいてほしい内容を記入します。
- ⑥ 福祉に関する情報の記録
  - ・ 手帳の交付・更新・判定等に関することや、手当や補装具等の給付に関する情報を記入します。



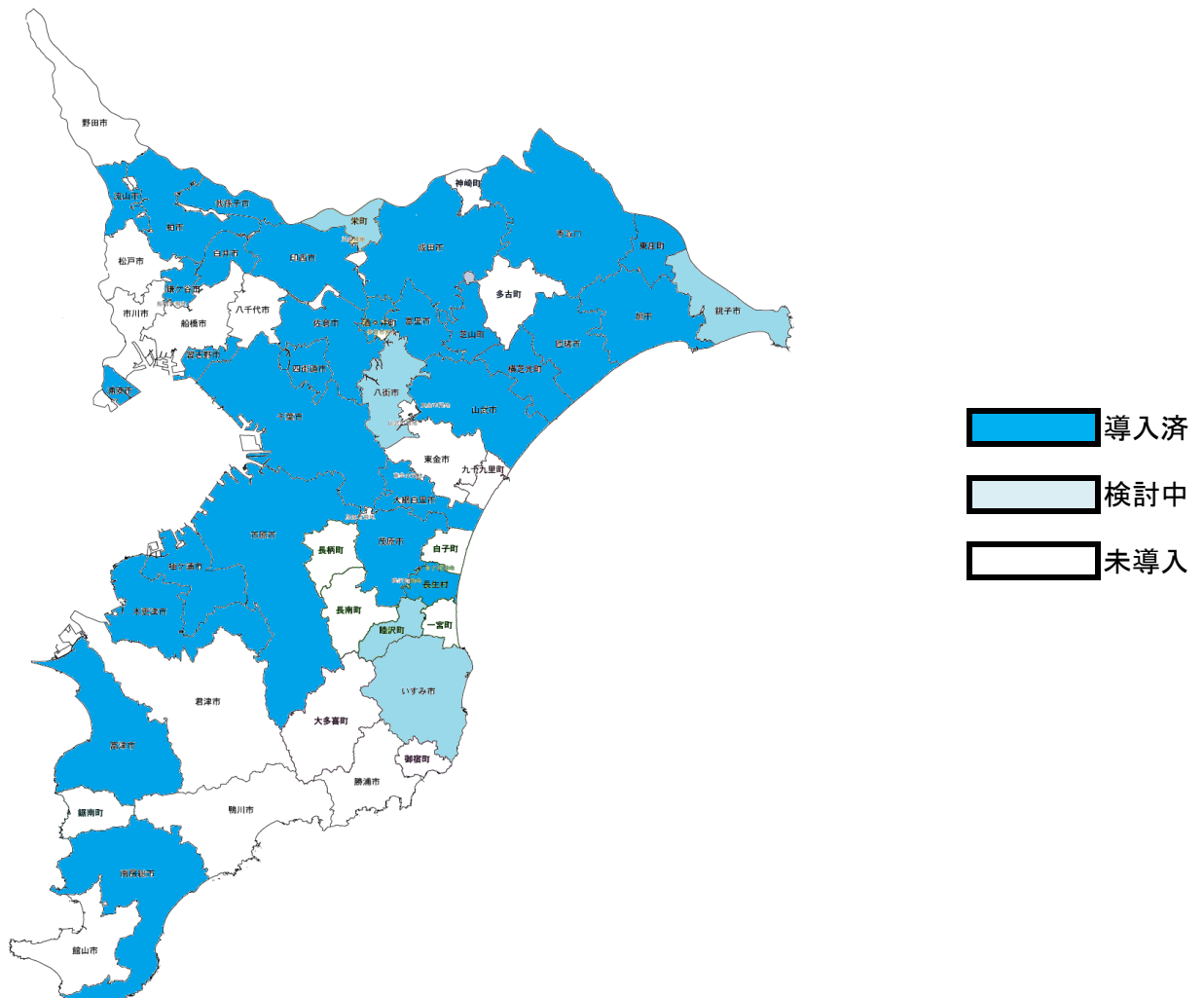
# ライフサポートファイル等の活用促進に向けた調査の結果(概要)

## 【調査の趣旨】

ライフサポートファイルの活用促進に向けた工夫や活用上の課題等について、平成25年10月に別紙調査表により県内全54市町村の障害福祉主管課を対象に調査を実施した。

## 【1 ファイルの導入状況】

- 1 既に導入している・・・29/54 市町村 (54%)  
千葉市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、酒々井町、東庄町、芝山町、横芝光町、長生村
- 2 導入していないが、現在、導入に向けて検討中である  
・・・5/54 市町村(9%)  
銚子市、八街市、いすみ市、栄町、睦沢町
- 3 導入しておらず、導入に向けた検討も行っていない・・・20/54 市町村(37%)  
市川市、船橋市、館山市、松戸市、野田市、東金市、勝浦市、八千代市、鴨川市、君津市、神崎町、多古町、九十九里町、一宮町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

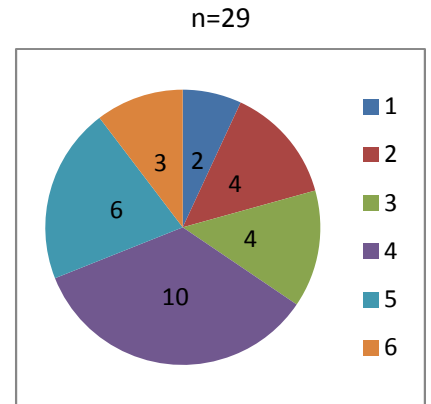


## 【2 導入済み市町村の状況】

千葉市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、酒々井町、東庄町、芝山町、横芝光町、長生村

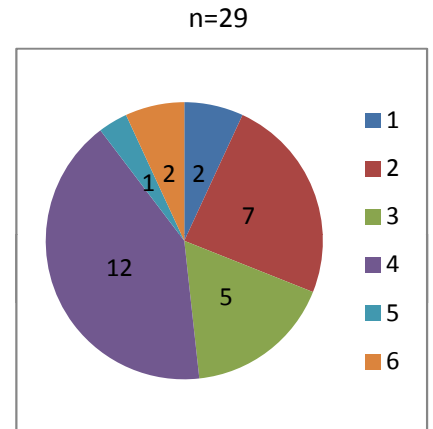
### ① ファイル導入開始時期

1 H20年度以前	2/29 市町村 ( 7%)
2 H21年度	4/29 市町村 (14%)
3 H22年度	4/29 市町村 (14%)
4 H23年度	10/29 市町村 (34%)
5 H24年度	6/29 市町村 (21%)
6 H25年度	3/29 市町村 (10%)



### ② 現在までの配付部数

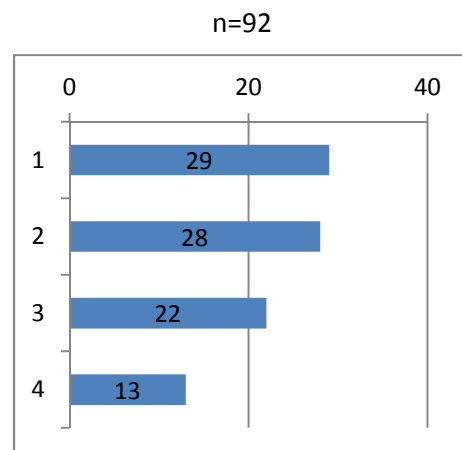
1 501部以上	2/29 市町村 ( 7%)
2 500部～251部	7/29 市町村 (24%)
3 250部～101部	5/29 市町村 (17%)
4 100部以下	12/29 市町村 (41%)
5 電子媒体	1/29 市町村 ( 4%)
6 不明	2/29 市町村 ( 7%)



### ③ ファイルの配付対象者

#### A 児童の対象年齢(複数回答可)

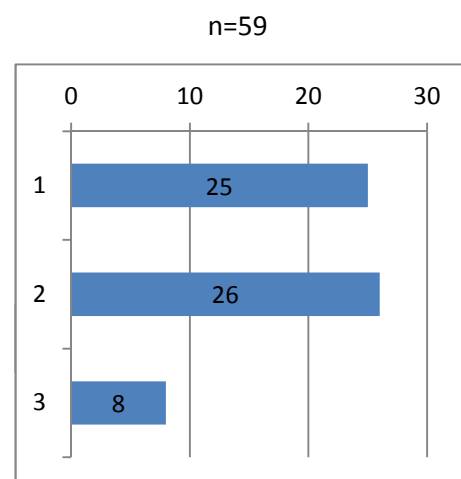
1 0歳～5歳	29 市町村
2 6歳～12歳	28 市町村
3 13歳～15歳	22 市町村
4 15歳以上	13 市町村



#### B 児童の状況(複数回答可)

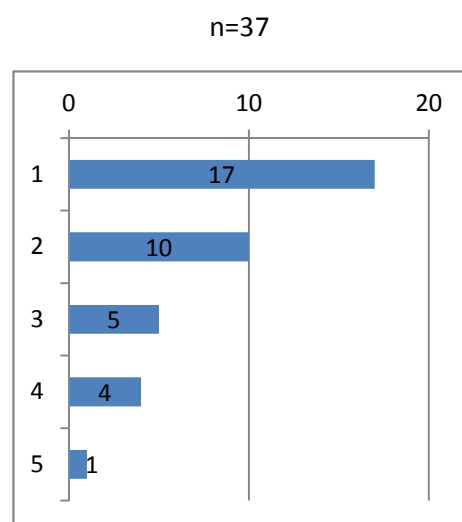
1 障害を持つ子ども	25 市町村
2 発達の気になる子ども(障害の有無に関わらず)	26 市町村
3 その他	8 市町村

・希望する保護者全員に配付 6 市町村  
 ・ファイル導入時以降に出生届出を提出した保護者全員に配付 2 市町村



### ④ ファイルの配付時期(複数回答可)

1 常時	17 市町村
2 幼稚園・保育園入園、又は小学校等入学時	10 市町村
3 手帳取得、又は障害福祉サービス利用申請時	5 市町村
4 発達、又は就学相談時	4 市町村
5 健診時	1 市町村



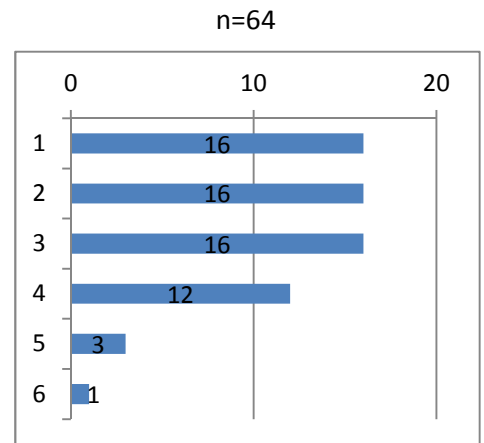


## ⑤ ファイルの配付方法・配付場所

### A 小学校就学前の児童(複数回答可)

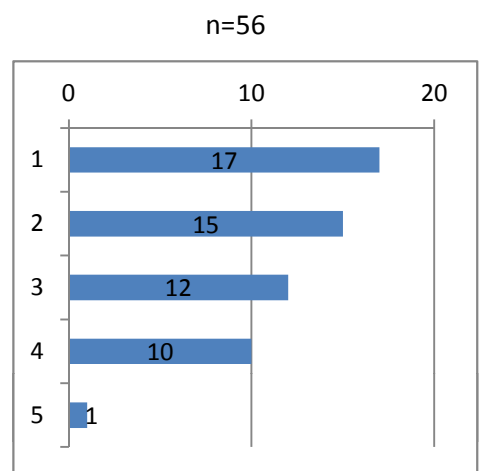
1 市区町村役所(障害部門)	16 市町村
2 市区町村役所(母子保健・児童部門)	16 市町村
3 幼稚園・保育所・療育施設	16 市町村
4 市区町村役所(教育部門)	12 市町村
5 ホームページ	3 市町村
6 その他	1 市町村

[ ・障害児相談支援事業所にて配付 1 市町村 ]



### B 小学校就学後の児童(複数回答可)

1 特別支援学校・特別支援学級・療育施設	17 市町村
2 市区町村役所(教育部門)	15 市町村
3 市区町村役所(障害部門)	12 市町村
4 市区町村役所(母子保健・児童部門)	10 市町村
5 ホームページ	1 市町村

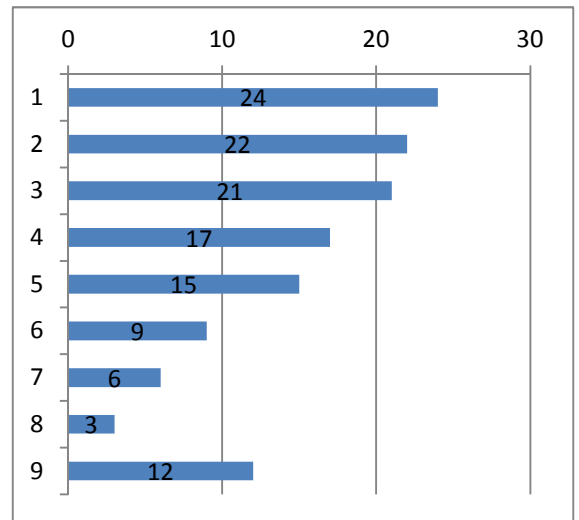


⑥ ファイルに盛り込んでいる内容(複数回答可)

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| 1 各年齢の記録               | 24 市町村 |
| 2 プロフィール               | 22 市町村 |
| 3 支援の記録(どういう支援を受けてきたか) | 21 市町村 |
| 4 支援計画                 | 17 市町村 |
| 5 医療の記録                | 15 市町村 |
| 6 保護者の願い               | 9 市町村  |
| 7 育ちの記録(どういう相談をしてきたか)  | 6 市町村  |
| 8 移行時の引継事項             | 3 市町村  |
| 9 その他                  | 12 市町村 |

- |              |       |
|--------------|-------|
| ・諸検査の結果、所見   | 4 市町村 |
| ・取得している手帳    | 3 市町村 |
| ・災害時の対応必須項目  | 1 市町村 |
| ・専門家・機関からの意見 | 1 市町村 |
| ・情報提供依頼書     | 1 市町村 |
| ・子どもの特徴      | 1 市町村 |
| ・集団生活の場での様子  | 1 市町村 |

n=129

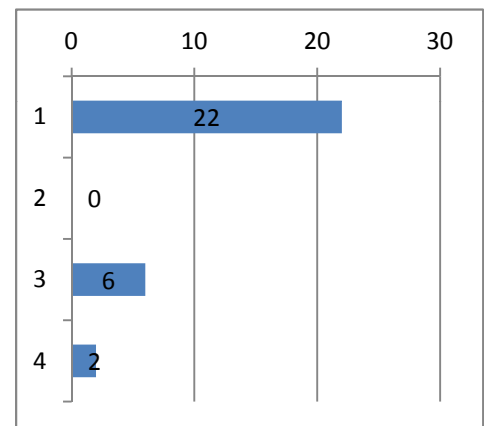


⑦ ファイルの大きさ(複数回答可)

- |       |        |
|-------|--------|
| 1 A4  | 22 市町村 |
| 2 B4  | 0 市町村  |
| 3 A5  | 6 市町村  |
| 4 その他 | 2 市町村  |

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| ・縦22.6cm×横17cm                   | 1 市町村 |
| ・母子手帳、療育手帳等を保存できるクリアファイルに綴りこんで配付 | 1 市町村 |

n=30

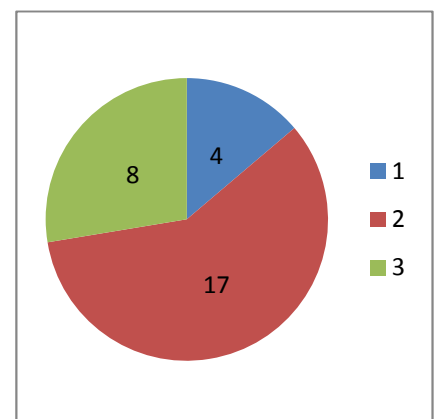


⑧ 健診時、保健師等がライフサポートファイルに記録を取るようになっているか

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 1 はい  | 4/29 市町村 (14%)  |
| 2 いいえ | 17/29 市町村 (59%) |
| 3 その他 | 8/29 市町村 (27%)  |

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| ・希望があれば記録を取る                   | 4 市町村 |
| ・必要に応じて記録する                    | 2 市町村 |
| ・H24.4より、1歳半健診において持参するよう広報している | 1 市町村 |
| ・療育教室や相談時に記録する                 | 1 市町村 |

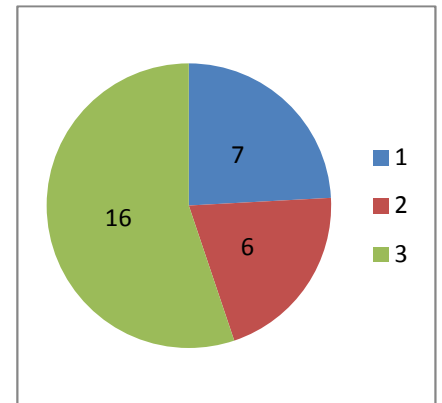
n=29



## ⑨ ライフサポートファイルの活用状況

1 比較的良好活用されている	7/29 市町村 (24%)
2 あまり活用されていない	6/29 市町村 (21%)
3 どちらともいえない	16/29 市町村 (55%)

n=29



### ・1の場合、「活用しやすくするための工夫や活用を促すための周知などをどのように行っているか」

- ・ホームページ、市の広報誌、又は手帳所持者の保護者、就園説明会の際、保護者等へリーフレットを配付をした
- ・保護者等に対して活用方法について理解と同意が得られるよう丁寧に説明している
- ・支援主体が変更され、引き継がれる時に、保護者が引継先にファイルを提出しているか確認している
- ・支援者向けの活用方法マニュアルを作成し、定期的に研修会を実施している

### ・2の場合、「どのような点に課題があると考えているか」

- ・電子媒体での配付のため、ダウンロードを誰がしているか確認できるようにしていない
- ・開始初年度のため十分周知できていない
- ・ファイル配付時の説明だけでは、活用方法を伝えきれず、その後の活用についてサポートする体制が整っていない
- ・周知先が療育機関や障害児支援機関に限定されている
- ・母子手帳とライフサポートファイルの2冊を所持するため管理が大変である

### ・3の場合、「その理由」

- ・活用出来ているかの調査を実施していない
- ・医療機関等で実際に見たことがないという意見を聞いている
- ・配付し、利用方法を説明しても使いこなせない保護者がいる
- ・保護者により障害受容の意識が異なるため活用に差が生じている
- ・ライフサポートファイルのサイズが大きすぎる

ライフサポートファイルを作成している市町村(平成25年10月1日現在)

市町村	主たる担当課 (問合せ電話番号)	ファイルの導入開始時期	ファイルの配付対象者			ファイルの配付時期	ファイルの配付方法、配付場所		ファイルに盛り込んでいる主な内容	市町村ホームページの「ライフサポートファイル」コーナーのリンク先
			児童の対象年齢	児童の状況等			小学校就学前の児童	小学校就学後の児童		
				1 0～5 2 6～12 3 13～15 4 15歳以上	1 障害を持つ子ども 2 発達の違いになる子ども (障害の有無に関わらず) 3 その他					
千葉市	障害者自立支援課 043-245-5175	H22.6	1,2,3,4	1,2		常時	HPIにて掲載	HPIにて掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロフィール</li> <li>相談・医療・療育期間の利用歴</li> <li>各年齢の記録</li> <li>生活の流れ</li> <li>利用している障害者手帳、障害福祉サービス等の記録</li> <li>家族の相談や支援の希望</li> <li>関係機関の関わりの記録</li> <li>支援機関移行時の引継事項、留意事項</li> </ul>	<a href="http://www.s-hafuku-chiba.jp/hattatu/dl.html">http://www.s-hafuku-chiba.jp/hattatu/dl.html</a>
木更津市	0438-23-8497	H23.4	1,2,3	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>手帳交付時</li> <li>サービス申請時</li> </ul>	障害福祉課	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロフィール</li> <li>各年齢の記録</li> <li>支援の希望や目標</li> <li>災害時の対応必須項目</li> </ul>	<a href="http://www.city.kisarazu.lg.jp/12_10742_27_186.html">http://www.city.kisarazu.lg.jp/12_10742_27_186.html</a>
茂原市	学校教育課 (0475-20-1558)	H22.3	1,2	1,2,3	療育機関や保健センター等関係機関・学校教育課へ相談のあった保護者にファイルを案内し、活用を希望した場合に配付	相談(面談時)又は療育機関を通して随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所の子育て支援課</li> <li>市役所の障害福祉課</li> <li>市役所の保健センター</li> <li>市役所の教育委員会</li> <li>市内の幼稚園</li> <li>保育所</li> <li>近隣の療育機関</li> </ul>	市役所の教育委員会及び小中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロフィール</li> <li>生い立ち</li> <li>乳幼児/期就学期/学齢期</li> <li>卒業後のこと</li> <li>自立生活に向けたチェックリスト</li> <li>資料 相談の記録</li> <li>資料 あの日・あの時の記録</li> <li>資料 サポートをする上で知ってほしいこと</li> <li>資料 相談するまえに</li> <li>資料 福祉の利用について</li> <li>資料 相談・支援機関等一覧</li> </ul>	<a href="http://www.city.mobara.chiba.jp/gakkou/smile.htm">http://www.city.mobara.chiba.jp/gakkou/smile.htm</a>

ライフサポートファイルを作成している市町村(平成25年10月1日現在)

市町村	主たる担当課 (問合せ電話番号)	ファイルの導入開始時期	ファイルの配付対象者			ファイルの配付時期	ファイルの配付方法、配付場所		ファイルに盛り込んでいる主な内容	市町村ホームページの「ライフサポートファイル」コーナーのリンク先
			児童の対象年齢	児童の状況等			小学校就学前の児童	小学校就学後の児童		
				1 0～5 2 6～12 3 13～15 4 15歳以上	1 障害を持つ子ども 2 発達気になる子ども (障害の有無に関わらず) 3 その他					
10成田市	障がい者福祉課	H25.4	全て	2		希望時	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者相談センター</li> <li>健康増進課</li> <li>障がい者福祉課</li> <li>こども発達支援センター</li> <li>教育センター</li> <li>市ホームページ</li> </ul>	左記同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロフィール</li> <li>各年齢の記録</li> <li>家族の心配事や支援の希望</li> <li>相談の記録</li> <li>各療育機関個別支援計画</li> </ul>	<a href="http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/shofuku/std0044.html">http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/shofuku/std0044.html</a>
11佐倉市	障害福祉課 043-484-4153	H23.11	1,2,3,4	1,2		子どもの発達について関係機関に相談した際に案内し、保護者の希望により随時配付	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐倉市健康増進課(ことばと発達の相談室)</li> <li>佐倉市さくらんぼ園(児童発達支援センター)</li> <li>佐倉市教育センター(就学相談、発達相談)</li> <li>佐倉市障害福祉課</li> <li>佐倉市子育て支援課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐倉市教育委員会(発達相談)</li> <li>佐倉市障害福祉課</li> <li>佐倉市子育て支援課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本シート(成育歴、家族構成、相談歴、情報提供同意等)</li> <li>プロフィール表(生活習慣、身辺処理、読み書き、家族の心配事や支援の希望等)</li> <li>移行支援シート(教育委員会、関係機関用、保護者用):現在の発達状況、対応方法、引継事項、留意事項等</li> <li>諸検査の結果、所見</li> <li>個別の指導計画</li> <li>個別の教育支援計画</li> </ul>	なし
13旭市	社会福祉課 (0479-62-5351)	H25.1	1,2,3,4	1,2		希望があったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所社会福祉課</li> <li>市役所健康管理課</li> <li>市役所教育委員会</li> <li>ロザリオ発達センター</li> <li>海匠ネットワーク</li> <li>子育て支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所社会福祉課</li> <li>市役所健康管理課</li> <li>市役所教育委員会</li> <li>ロザリオ発達センター</li> <li>海匠ネットワーク</li> <li>子育て支援センター</li> <li>八日市場特別支援学校(直接)</li> <li>銚子特別支援学校(直接)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロフィール</li> <li>各年齢の記録</li> <li>医療の記録</li> <li>育ちの記録(相談・保護者)</li> <li>支援の記録(サービス利用等)</li> <li>資料編</li> </ul>	<a href="http://www.city.asahi.lg.jp/">http://www.city.asahi.lg.jp/</a>

ライフサポートファイルを作成している市町村(平成25年10月1日現在)

市町村	主たる担当課 (問合せ電話番号)	ファイルの導入開始時期	ファイルの配付対象者			ファイルの配付時期	ファイルの配付方法、配付場所		ファイルに盛り込んでいる主な内容	市町村ホームページの「ライフサポートファイル」コーナーのリンク先
			児童の対象年齢	児童の状況等			小学校就学前の児童	小学校就学後の児童		
				1 0～5 2 6～12 3 13～15 4 15歳以上	1 障害を持つ子ども 2 発達気になる子ども (障害の有無に関わらず) 3 その他					
14習志野市	1. 乳幼児個別支援計画 ・対象: 乳幼児 ・担当課: ひまわり発達相談センター(047-451-2922)  2. 個別の教育支援計画 ・対象: 小中学生 ・担当課: 教育委員会指導課(047-471-0440)	1. 乳幼児個別支援計画: H20.4  2. 個別の教育支援計画: H24.4	1,2,3	2		通年	・市内保育所 ・市内幼稚園 ・市内こども園 ・あじさい療育支援センター ・ひまわり発達相談センター ・健康支援課	・市内小学校 ・市内中学校	・プロフィール ・成長・発達、医療・健康、福祉・保育・教育等の作成時までの経過 ・現在の支援・サービス利用状況 ・保護者の願い(配慮してほしいことや将来の希望など) ・支援計画(長所、課題となること、支援の目標、手立て・配慮、年度末の評価) ・専門分野の支援者や機関による相談内容や意見	<a href="http://www.city.narashino.lg.jp/kenkofukushi/shogaisha/fukushi/kobet-usiennkeikaku.html">http://www.city.narashino.lg.jp/kenkofukushi/shogaisha/fukushi/kobet-usiennkeikaku.html</a>
15柏市	障害福祉課? (04-7167-1243)	H25.4～		1,2		福祉サービス受給者証の取得時	障害児相談支援事業所にて配付	今後の普及状況を見て対応を検討する	・プロフィール ・生育歴 ・健康・医療面の情報 ・相談・療育等の利用歴 ・障害児支援または福祉サービス等利用計画 ・モニタリング報告書 ・各療育機関個別支援計画等	ホームページへの掲載方法については、現在検討中



ライフサポートファイルを作成している市町村(平成25年10月1日現在)

市町村	主たる担当課 (問合せ電話番号)	ファイルの導入開始時期	ファイルの配付対象者			ファイルの配付時期	ファイルの配付方法、配付場所		ファイルに盛り込んでいる主な内容	市町村ホームページの「ライフサポートファイル」コーナーのリンク先
			児童の対象年齢	児童の状況等			小学校就学前の児童	小学校就学後の児童		
				1 0～5 2 6～12 3 13～15 4 15歳以上	1 障害を持つ子ども 2 発達の気になる子ども (障害の有無に関わらず) 3 その他					
17市原市	教育センター (0436-41-3338)	H23.4	1,2,3,4	1,2		・療育を受けている幼児 ・小学校の入学前 ・小中学校の在籍	・発達支援センター ・教育センター ・保健センター ・障がい者支援課 ・保育所 ・幼稚園 ・就学前の事業所	・教育センター ・小中学校 ・学童保育ルーム ・障がい者支援課 ・保健センター	・プロフィール ・成長の記録 ・定期健診の記録 ・相談、療育機関、福祉サービスなどの利用履歴 ・サポート状況 ・現在の様子 ・支援状況 ・個別の教育指導計画 ・個別の教育支援計画	<a href="http://www.ic-hihara-chb.ed.jp/educationcenter/index.html">http://www.ic-hihara-chb.ed.jp/educationcenter/index.html</a>
18流山市	学校教育部指導課 04-7150-6105 つばさ学園 04-7154-4822	H21.4	1,2	1,2		つばさ学園・児童デイ つばさ入園後 小学校へ入学後	つばさ学園	各学校	生活マップ サポートファイル管理票 プロフィール 乳幼児健診・療育相談の記録 保育所・幼稚園・療育施設等の記録 情報提供依頼書	なし
20我孫子市	子ども相談課 子ども発達センター 04-7188-0472	H24.1	全年齢	1,3	希望する家庭にはすべて配付しています。	発達センター利用児童は、初回面接の時に希望があれば配付。その他の家庭には希望があった時に配付しています。	・子ども支援課 ・子ども発達センター ・子育て支援センター ・保健センター	教育研究所	各時期の成長の記録・保護者の方が気になることや想いを記録できるようになっています。クリアケースが縦じこんであり、その中に個別支援計画等を入れられるようにしてあります。	<a href="http://www.city.abiko.chiba.jp/index.cfm/18,87998,208,1021.html">http://www.city.abiko.chiba.jp/index.cfm/18,87998,208,1021.html</a>
22鎌ヶ谷市	こども発達センター	H23.4	1,2,3,4	1,2		・保育園、幼稚園入園時 ・小学校への入学時 ・医療機関への受診時 ・その他保護者の希望に応じて随時	・こども発達センター ・教育委員会	・こども発達センター ・各小学校	・プロフィール ・生育記録 ・医療、教育の記録 ・日常生活の様子 ・発達評価表	なし

ライフサポートファイルを作成している市町村(平成25年10月1日現在)

市町村	主たる担当課 (問合せ電話番号)	ファイルの導入開始時期	ファイルの配付対象者			ファイルの配付時期	ファイルの配付方法、配付場所		ファイルに盛り込んで いる主な内容	市町村ホームページ の「ライフサポート ファイル」 コーナー のリンク先
			児童の 対象年齢	児童の状況等			小学校 就学前 の児童	小学校 就学後 の児童		
				1 0～5 2 6～12 3 13～15 4 15歳 以上	1 障害を 持つ子ども 2 発達 気になる子ども (障害の有無 に関わらず) 3 その他					
24富津市	子育て支援課 0439 -80 -1256	H24.4	1.2.3.4	1.2.3	平成24年4月2日から出生届けを提出した保護者全員	平成24年4月～	1) 平成24年4月2日以降に出生届出をされた保護者出生届を出されたときに配付します(転入者は、転入手続き時に配付) (2) (1)以前に出生した子どもの保護者で配付を希望される方健康づくり課、子育て支援課、教育センター、社会福祉課、市民課、天羽行政センター、峰上出張所の各窓口及び各保育所(園)、幼稚園、小中学校で配付します。 ・出生届者全員 ・各保育所、幼稚園等に配付 ・健康づくり課、市民課、子育て支援課、学校教育課に配付済みで希望者転入者に配付。	・市内小学校、中学校に配付	主な内容  1 乳幼児期 成長の記録、健康診断・医療・相談の記録  2 就学期 4歳から6歳までの各年齢時の様子の記録  3 学齢期 ・小学校1年生から高等学校3年生までの子ども の様子や家庭訪問や面談等での記録  ・学校や学校以外の機関に相談する機会ができた時の内容を整理するための相談・連携シート  4 資料編 子どもの発達などで気になることがあったときの 資料	<a href="http://www.city.futtsu.lg.jp/0000002061.html">http://www.city.futtsu.lg.jp/0000002061.html</a>
25浦安市	こども発達センター 047 -355 -1124)	H21.4	1,2,3,4	1,2,3	保護者の希望があれば、障害や発達の遅れに関わらず配付を行う。	・保護者の配付希望時 ・保育園や幼稚園への入園時 ・小学校への入学時	こども発達センター	こども発達センター	・プロフィール ・生い立ち ・医療の記録 ・サービス利用等の記録 ・子どもの特徴	<a href="http://www.city.urayasu.chiba.jp/dd.aspx?menuid=9662">http://www.city.urayasu.chiba.jp/dd.aspx?menuid=9662</a>

ライフサポートファイルを作成している市町村(平成25年10月1日現在)

市町村	主たる担当課 (問合せ電話番号)	ファイルの導入開始時期	ファイルの配付対象者			ファイルの配付時期	ファイルの配付方法、配付場所		ファイルに盛り込んでいる主な内容	市町村ホームページの「ライフサポートファイル」コーナーのリンク先
			児童の対象年齢	児童の状況等			小学校就学前の児童	小学校就学後の児童		
				1 0～5 2 6～12 3 13～15 4 15歳以上	1 障害を持つ子ども 2 発達気になる子ども (障害の有無に関わらず) 3 その他					
26四街道市	指導課(043-424-8925)	H21.4	1,2,3,4	2		随時	市役所の指導課・市役所の健康増進課・市役所の健康増進課・市役所の家庭支援課・市役所の障害者支援課	市役所の指導課・市役所の健康増進課・市役所の家庭支援課・市役所の障害者支援課	校(園)外の機関と連携した支援記録 ・乳幼児期の記録 ・幼稚園・保育園(所)の記録 ・就学支援シートの写し ・小学校の記録 ・サポートシートの写し ・中学校の記録 ・就労の記録 ・医療の記録 ・受診サポートシート ・申請などの記録・資料・各課の支援計画	なし
27袖ヶ浦市	袖ヶ浦市学校教育課(0438-62-3737)	H21.4	1,2	1,2		保育所や幼稚園への通園・通学時	・市役所の障害福祉課	・市役所の教育委員会	・プロフィール ・各年齢の記録 ・家族の心配事や支援の希望 ・支援機関移行時の引継事項、留意事項 ・各療育機関個別支援計画 ・相談記録	なし
29印西市	(就学前)子ども発達センター0476(40)6551  (就学後)指導課0476(42)5111	H21	1,2,3	1,2,3	印西市では子どもガイドブックというファイル(産まれてから大人になるまでの記録をばさむファイル)を出生時全員に渡している。その内、特別な支援が必要な児童には、コスモスファイル(相談支援内容や検査結果等をばさむファイル)をガイドブックに追加する形をとっている。この時に保護者の同意が得られれば、支援者用引き継ぎファイルを作成している。	・相談につながった時 ・入園、入学の時	子ども発達センター ・受理面接につながったケースのうち、保護者の同意を得て発行している。	教育委員会 ・保護者の同意を得て学校の担任を通して発行している。	・成育記録票 ・各種発達検査結果 ・個別支援計画 ・指導計画	なし

ライフサポートファイルを作成している市町村(平成25年10月1日現在)

市町村	主たる担当課 (問合せ電話番号)	ファイルの導入開始時期	ファイルの配付対象者			ファイルの配付時期	ファイルの配付方法、配付場所		ファイルに盛り込んでいる主な内容	市町村ホームページの「ライフサポートファイル」コーナーのリンク先
			児童の対象年齢	児童の状況等			小学校就学前の児童	小学校就学後の児童		
				1 0～5 2 6～12 3 13～15 4 15歳以上	1 障害を持つ子ども 2 発達の原因になる子ども (障害の有無に関わらず) 3 その他					
30白井市	社会福祉課 (047-497-3483)	H23	1、2、3	1,2		当初は特別支援学校等に通っている人に配付。 その後、発達センターに通い始めた時に紹介して希望者に配付。	・こども発達センター ・社会福祉課	社会福祉課	・基本情報プロフィール ・健診・相談の記録 ・医療機関の記録 ・診断・手帳の記録 ・各ライフサイクルごとの支援マップや指導計画など	<a href="http://city.shiroi.chiba.jp/detail/583322708.html">http://city.shiroi.chiba.jp/detail/583322708.html</a>
31富里市	学校教育課	H19.4	1,2	1,2	子どもの成長記録としても活用できるため、希望者には配付している	・保健センターの健診時。 ・幼稚園、保育園での在園中 ・小学校、中学校の在学中。	・保健センター ・マザーズホーム	・小学校、中学校 ・発達相談(教育委員会学校教育課)	・活用についてのリーフレット ・医療機関利用履歴一覧 ・相談機関利用履歴一覧 ・福祉サービス事業所利用履歴一覧 ・心理検査結果 ・発達相談結果 ・支援シート ・ライフサポートファイルパンフレット	なし
32南房総市	子ども教育課 0470-46-2966	H25.4	1,2,3	1,2,3	希望者には配付している	就学相談及び個別相談のあった保護者並びに問い合わせのあった保護者	市役所の教育委員会	市役所の教育委員会		<a href="http://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000004887.html">http://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000004887.html</a>
33匝瑛市	福祉課 0479-73-0096	H24.7	全対象	1,2		・随時 ・手帳交付時	・市役所福祉課 ・市保健センター	・市役所福祉課 ・市保健センター ・市教育委員会 ・学校 ・障害児施設	・プロフィール ・各年齢の記録 ・医療の記録 ・育ちの記録 ・支援の記録	<a href="http://www.city.sosa.lg.jp/index.cfm/15.22530.221.466.html">http://www.city.sosa.lg.jp/index.cfm/15.22530.221.466.html</a>

ライフサポートファイルを作成している市町村(平成25年10月1日現在)

市町村	主たる担当課 (問合せ電話番号)	ファイルの導入開始時期	ファイルの配付対象者			ファイルの配付時期	ファイルの配付方法、配付場所		ファイルに盛り込んでいる主な内容	市町村ホームページの「ライフサポートファイル」コーナーのリンク先
			児童の対象年齢	児童の状況等			小学校就学前の児童	小学校就学後の児童		
				1 0～5 2 6～12 3 13～15 4 15歳以上	1 障害を持つ子ども 2 発達の違いになる子ども (障害の有無に関わらず) 3 その他					
34香取市	社会福祉課 障害者支援班 0478-50-1252	H23.7	1,2,3	1,2		幼児:療育手帳交付時やサービス申請時など 随時 児童:特別支援学級入級時	・市役所社会福祉課障害者支援班、支所の障がい福祉担当窓口 ・市内の児童通所支援施設(コスモスの花) ・市内保育所(園) ・HP	・市役所社会福祉課障害者支援班、支所の障がい福祉担当窓口 ・教育委員会(学校教育課) ・特別支援学校(香取、銚子) ・HP	・ライフサポートファイルについて(目的、取扱説明、活用方法) ・プロフィール ・記録(保護者、各年齢、発達、医療、支援記録、活動記録、担当者、つながり) ・支援シート(個別支援計画、実態把握、以降支援計画など)	<a href="http://www.city.katori.lg.jp/03government/section/fukushi/news/2012-0830-1153-65.html">http://www.city.katori.lg.jp/03government/section/fukushi/news/2012-0830-1153-65.html</a>
35山武市	学校教育課	H23.5	1,2	1,2		決まっていない	教育委員会学校教育課	教育委員会学校教育課	・プロフィール ・成長の様子 ・相談の記録 ・生い立ち ・乳幼児期～学齢期ファイル ・相談機関	なし
37大網白里市	教育委員会管理課 0475-70-0370	H23.5	1,2,3	1,2		随時	・市簡易マザーズホーム ・市役所関係課窓口	・各校特別支援学級 ・市役所関係課窓口	・プロフィール ・各年齢の成長記録 ・出来事の記録 ・相談記録 ・医療・保健・福祉支援履歴 ・支援機関情報 ・各年齢層の教育支援計画 ・家族の心配事や支援の希望 ・生活支援情報 ・支援にあたっての留意事項	なし
38酒々井町	健康福祉課保健センター 043(496)0090	H22.9	1,2	2		随時 ※入園時、入学時が多い	保健センター	教育委員会	・生育歴 ・教室や相談での状況 ・保育園等での様子 ・学童は目標の設定や支援計画等	なし

ライフサポートファイルを作成している市町村(平成25年10月1日現在)

市町村	主たる担当課 (問合せ電話番号)	ファイルの導入開始時期	ファイルの配付対象者			ファイルの配付時期	ファイルの配付方法、配付場所		ファイルに盛り込んでいる主な内容	市町村ホームページの「ライフサポートファイル」コーナーのリンク先
			児童の対象年齢	児童の状況等			小学校就学前の児童	小学校就学後の児童		
				1 0～5 2 6～12 3 13～15 4 15歳以上	1 障害を持つ子ども 2 発達気になる子ども (障害の有無に関わらず) 3 その他					
42東庄町	健康福祉課 (0478-80-3300)	H24.7	1,2,3	1,2		申請受付時	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康福祉課</li> <li>教育委員会</li> <li>保育所</li> <li>幼稚園</li> <li>発達支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康福祉課</li> <li>教育委員会</li> <li>小学校</li> <li>中学校</li> <li>特別支援学校</li> <li>発達支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロフィール</li> <li>記録のページ</li> <li>支援シート</li> </ul>	<a href="http://www.tohnohsho.c-hiba.jp/000news/2012071801.html">http://www.tohnohsho.c-hiba.jp/000news/2012071801.html</a>
44芝山町	福祉保健課 (0479-77-3914)	H23	1,2,3	1,2,3	保護者に紹介し、希望される方にお渡しします。	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健センター</li> <li>福祉保健課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校</li> <li>福祉保健課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロフィール、成長の様子</li> <li>あの日・あの時の記録</li> <li>相談の記録</li> <li>生い立ち、乳幼児ファイル</li> <li>就学期ファイル</li> <li>学齢期ファイル</li> <li>卒業後のこと</li> <li>地域生活に向けたチェックリスト</li> <li>生活支援情報</li> <li>サポートする上で知っていてほしいこと</li> <li>保健・福祉の利用について</li> <li>相談・支援機関等一覧</li> <li>相談メモ</li> </ul>	なし
45横芝光町	福祉課 (0479-84-1257) 教育課 (0479-84-4116) 健康管理課 (0479-82-3400)	H23.9	全年齢	1,2,3	希望者	<ul style="list-style-type: none"> <li>随時</li> <li>健康管理課の療育教室</li> <li>子育て相談等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役場の福祉課</li> <li>役場の教育課</li> <li>健康づくりセンターの健康管理課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役場の福祉課</li> <li>役場の教育課</li> <li>健康づくりセンターの健康管理課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロフィール</li> <li>各年齢の記録</li> <li>相談の記録</li> <li>教育支援計画</li> <li>卒業後希望する支援</li> <li>地域生活に向けたチェックリスト</li> <li>各種資料</li> </ul>	なし
48長生村	健康推進課 (0475-32-6800)	H24.4	1	1,2		<ul style="list-style-type: none"> <li>健診事後</li> <li>発達支援教室</li> </ul>	健康推進課 (保健センター)	健康推進課 (保健センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロフィール</li> <li>出生、発達の目安</li> <li>医療の記録</li> <li>相談の記録</li> <li>まんなか支援マップ</li> <li>自立生活チェックシート</li> <li>保健福祉の利用</li> </ul>	



## 資料3

— 情報のバトンタッチ —

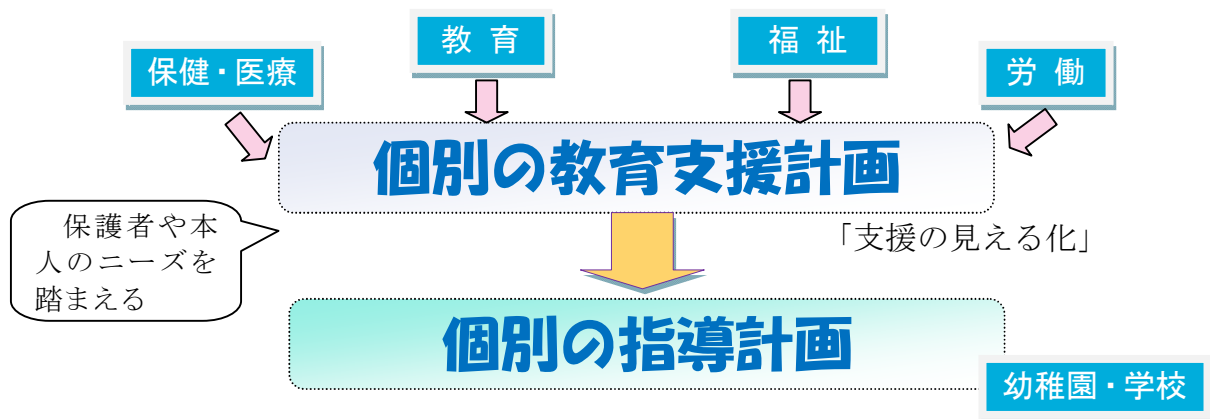
「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」



特別な支援が必要な幼児児童生徒への対応については、実態に即した支援をそれぞれのライフステージごとにつないでいくことで、一貫した支援が可能となります。

成長と共に生活や環境、周囲を取り巻く人的資源が常に変わっていく中で、これまで積み重ねてきた適切な支援内容や方法を、ゼロにしないためにも、しっかりとバトンをつないでいくことが大切です。

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」は、各関係機関の人たちが継続的で一貫した支援ができるようにするための情報伝達ツールとなります。



## = 取組のポイント =

保護者や担任など複数の人との情報交換を行い、様々な立場からの客観的・多面的な実態の捉え方や効果的な支援の在り方を話し合う機会をもつことが大切です。

支援に関しての説明責任を果たしながら、支援の意図を明確に発信し、お互いの顔が見える支援のネットワークを構築しましょう。

## = 活用のポイント =

作成することに終始しては、本末転倒です。子どもの変容に応じて、適宜、修正することが必要です。作成→実行→評価→改善のサイクルで、計画を見直し、よりよい支援をすすめていきたいものです。

また、個人情報の管理についての配慮が必要です。「いつ」「誰に」「何のために」資料として提供したのかという記録も残しておきましょう。

※書式や活用事例等については、千葉県教育委員会のHPからも御覧いただけます。

また、各市町村教育委員会では、独自のサポートファイル等を活用しての取組も推進されています。

【個別の教育支援計画様式例】

※実態に合わせて作成、活用してみましょう。

作成年月日〇〇年〇〇月〇〇日

記入者

〇〇 〇〇〇園

担任

〇〇 〇〇

ふりがな				生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏名				性別	男 ・ 女
ふりがな				電話番号	
保護者氏名				緊急連絡先	〇〇〇-〇〇〇
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市 〇〇〇				
前教育相談 (連絡先)	特別支援学校教育相談担当 〇〇〇 〇〇		連絡先 〇〇〇-〇〇〇		
	〇〇病院小児科 担当 〇〇〇 〇〇		連絡先 〇〇〇-〇〇〇		
諸検査 の記録					
障害者手帳	有 ・ 無 ( )				
将来の生活・現在の生活についての希望 (本人や保護者)					
保護者が、直接記入することも良いでしょう。					
必要と思われる支援内容					
子どもが困っている時に見られる様子(しぐさ)や言動、その時、有効だった手だて等を記入すると良いでしょう。					
具体的支援					
家庭生活	園の生活	地域生活	医療その他関係機関		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族構成 〇〇 〇〇〇</li> <li>・ 幼児の養育は、主に〇〇である。</li> <li>・ 食事においては、〇〇〇〇〇</li> <li>・ 余暇活動では、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〇〇市立〇〇幼稚園 H.O. 〇月から入園</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〇〇市社会福祉課</li> <li>・ 地域での子育て支援 団体〇〇の活動に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〇〇病院小児科</li> <li>・ 〇〇児童相談所</li> <li>・ 市巡回相談</li> <li>・ 特別支援学校教育相談</li> </ul>		
子どもの変化に応じて、その手だてを検討し、加除修正していきます。それまでの様子がわかるように二重線と赤字等で記入すると良いでしょう。		保護者と園、地域、関係機関等が目標達成にむけて「誰が」「どのような」支援を行うのかを話し合っ て記入することで、それぞれの役割を明確にすることができます。			
備考					
これまでの取組の成果や課題を整理し、継続が必要な事項、再検討が必要な事項を明確にしておく と、引き継ぎの際に効果的です					

この計画に記載されている情報を支援関係者と共有することに同意します。

平成 〇〇年〇〇月〇〇日

個人情報として、取り扱いに配慮が必要です。

保護名 〇〇 〇〇〇 印

【個別の指導計画様式例】

平成〇〇年〇〇月〇〇日記入

記入者 〇〇 〇〇

児童氏名 〇〇 〇〇〇 さんの 個別の指導計画					
未・少・中・ <b>長</b> 生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生 〇才 : 入所年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日					
◇生育歴					
◇支援が必要と思われる状況					
◇これまでの取組					
◇他機関での支援					
本年度の目標 (〇〇年度)					
短期目標 (〇〇年度)					
	現 状	目 標	具体的な手だて	経過 (記入日記載)	評価と課題 (記入日記載)
生活面	<b>【項目例】</b> ・ 食事 ・ 衣服の着脱 ・ 排泄 ・ 睡眠 ・ 家庭				
学習活動面他	<b>【項目例】</b> ・ 社会性 (遊び・集団行動) ・ 言語 (数・興味・制作) ・ 運動 (手指・身体・安全)				

「～ができることが増える」「楽しむことができる」という目標では評価ができません。「何が、どのくらいできるようになればいいのか」具体的で、客観的な評価が可能な内容にします。

特別なスキルが無くとも、実行可能な内容であることが大切です。

「～できない」「～しない」等の表記をするのではなく、「～すれば～できる」「～があれば～できる」という肯定的な表記をします。

支援を継続するのか、修正した方が良いのかも記入します。

**LET'S TRY!**

できるだけ、今活用している様々な資源を有効に活用し、負担を軽減しながら、みんなが安心して支援できるようにしていきましょう。

**生活のステージ (環境が) 変わるときに確認しておきたいこと**

- ・ 子どもを取り巻く環境は、どのような状態にありますか？
- ・ (本人・保護者から) どんな支援を求められていますか？
- ・ どのような場・形で、いつからの支援が可能ですか？
- ・ 共通理解が図られていますか？

**教材・教具、おたすけグッズを引き継ぐ**

- ・ 使い慣れているもの、効果のあったもの等は、そのまま使えるように残して引き継ぎましょう。必要があれば、実態の変化に合わせて内容を修正していけばよいのです。(例：ストックボックスの設置)

# ライフステージに応じた支援機関一覧表（発達障害者）

千葉県

	出産	4ヶ月	10ヶ月	1歳半	3歳	6歳	12歳	15歳	18歳	20歳	25歳	30歳	35歳
保健・医療	訪問指導事業（保健師等の訪問・支援）												
	妊産婦・新生児訪問指導等												
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）												
	母子健康手帳の交付												
	乳幼児健康診査（1歳半健診 3歳健診 乳幼児健診）												
福祉・労働	母親（両親学級） 育児相談 乳幼児健康相談												
	精神保健福祉センター（精神保健福祉相談・電話相談事業・技術指導・技術援助）												
	医療型障害児入所施設・3か所												
	千葉県発達障害者支援センター（相談支援、発達支援、就労支援、普及・啓発及び研修、支援機関への支援）												
	千葉県障害児等療育支援事業（訪問療育相談支援事業、訪問療育支援事業、外来療育相談支援事業、外来療育支援事業、施設支援指導事業）												
	短期入所、居宅介護、同行援護、行動援護												
	障害者相談支援事業												
	児童発達支援、保育所等訪問支援						放課後等デイサービス、保育所等訪問支援			千葉県障害者センター・2か所（更生相談）			
	児童相談所・6か所（養護相談、保健相談、心身障害相談、育成相談）												
	障害児入所支援（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）												
保育所（障害児の受け入れ）						放課後児童クラブ			日中活動支援（就労継続支援A・B型、就労移行支援、生活介護、自立訓練）				
地域子育て支援拠点事業・地域子育て支援センター（子育て親子の交流の場、子育て等に関する相談の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等の実施）													
居住支援（共同生活援助）													
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）													
地域活動支援センター													
【就労支援機関】・千葉県障害者職業センター ・公共職業安定所（13箇所） ・千葉高齢・障害者雇用支援センター													
【相談専門機関】・障害者就業・生活支援センター（15か所）													
障害者就労促進チャレンジ事業													
教育	幼稚園（障害児の受け入れ）				小学校		中学校		高等学校				
	通級指導教室（LD・ADHD・自閉症等）												
	特別支援学級（自閉症・情緒学級を中心に）												
	特別支援学校（盲・聾・肢）				特別支援学校（盲・聾・肢・病・知）								
	特別支援アドバイザー事業（公立幼小中高を訪問）												
	幼児教育センター（各種事業・相談支援等）				教育センター（各種事業・相談支援等）				専門家チーム委員（高校を訪問）				
発達障害に係る理解啓発リーフレット・資料等の配付													
その他	フリースクール 等												
	大学等の相談機関												
	親の会・サークル等 NPO法人・相談機関												

資料5

相談・連携先



1 県や千葉市の発達障害児関係のセンター

センター名	電話番号	主な相談内容
県発達障害者支援センター CAS	043-227-8557	発達障害児・者の生活全般
// CAS東葛飾	04-7165-2515	発達障害児・者の生活全般
県総合教育センター特別支援教育部	043-207-6025	学習・発達の遅れなど障害に関すること、就学・進学心配等
千葉市発達障害者支援センター	043-303-6088	発達障害児・者の生活全般
千葉市養護教育センター	043-277-0101 043-277-1199 (相談用)	心身障害児の教育

2 各市町村教育委員会

各市町村教育委員会でも特別支援教育を担当するセンターを設置しているところがあります。また、センターを設置していない場合は、教育委員会が障害児の教育や就学に関する相談に応じています。

相談がある場合は、教育委員会の特別支援教育担当者へ連絡します。

3 特別支援アドバイザー

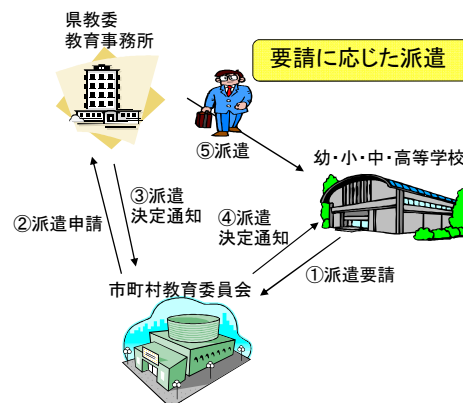
県教育委員会が実施している巡回相談事業です。

公立幼稚園（保育所も可）、小・中学校、高等学校からの要請に応じて、各教育事務所に配置した「特別支援アドバイザー」が学校等を訪問します。「特別支援アドバイザー」は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等について、教職員、特別支援教育支援員、ボランティア等に対し、助言・援助を行います。研修会等の講師も行っています。

私立の幼稚園・保育所の場合も相談に応じます。

派遣についての相談は、市町村教育委員会へ。

※千葉市の幼・小・中学校には対応していません。



4 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校では、特別支援教育の地域のセンターとして、障害や発達に関する相談に応じています。研修会の講師等も行っています。

相談がある場合は、直接、近隣の特別支援学校へ連絡します。

5 その他

市町村の保健センター、医療機関、HPO等の民間障害者支援団体が発達障害に関する相談に応じている場合もあります。地域にある関係機関の状況を把握し、活用しましょう。



1 行動・現象から気づく

気になるなあ！！

3日以上、同じ状態が続いているよ

Q

?

2 仮説を立てる

困っているんじゃないかな？

原因はこれかな？（背景を推測する）

子どもの  
気持ちに共感

子どもの気持ちは？



<なぜそのようになるのでしょうか>



### 3 手だてを考える

こんなことができそうだな！！

手だては、1つじゃないよ！！

### 4 振り返り・評価をする

笑顔がたくさん、見られるようになったかな？

★ 家族もよろこんでいるよ。

支援は、有効だったかな？

記録を読み返し、振り返りをしよう。



仮説の修正

まとめ